

## 石川野球場ネーミングライツパートナー募集要項

うるま市における新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的とし、以下の体育施設に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

### 1. 対象施設

- (1)施設名称 ①うるま市石川野球場
- (2)所在地 うるま市石川石崎一丁目 6 番
- (3)利用実績 令和 6 年度 年間利用者数 17,255 人
  - ア 韓国プロ野球 サムスンライオンズファーム春季キャンプ
  - イ 韓国プロ野球 KTwiz 春季キャンプ
  - ウ 韓国プロ野球 起亜タイガース春季キャンプ
  - エ 大学合宿
  - オ プロ野球自主トレ 楽天・韓国他
  - カ その他大会等

### 2. 募集条件

#### (1)ネーミングライツ最低額

年額 200 万円以上（消費税別途）

金額をご提案ください。

#### (2)契約期間

契約期間は 3 年以上 5 年以内とします。

年度途中での契約の場合、初年度は月割りで計算する。

#### (3)応募資格要件

令和 7 年 4 月 1 日現在日本国内に登記簿上の本社、支店、事業所を有する法人かつ、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人であること。

なお、以下の項目に該当する者を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生または再生手続きを行っている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する者
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する者
- ⑥ 法令等に違反し、又は抵触すると認められる者
- ⑦ 国税又は地方税を滞納している者
- ⑧ その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が認める者

#### (4)愛称の条件

- ① 市民や施設利用者にとって親しみやすく、体育施設にふさわしい愛称とします。また次のいずれかに該当すると認められるものは、愛称として使用できません。
  - ア 法律、条令および規則等に違反するもの
  - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - エ 政治性又は宗教性のあるもの
  - オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
  - カ 当該愛称の内容が、市民に誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの（サッカースタジアムなど）
  - キ その他、愛称として表示することが適当でないと認められるもの
- ②名称に「うるま」の文字をいれること。※表記は漢字、カタカナ、ひらがな、ローマ字等（○○STADIUMうるま ○○ベースボールパークURUMAなど）
- ③市民及び施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内における名称の変更はできません。
- ④募集する名称は、本施設の愛称であることから、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。
- ⑤商標権、肖像権、著作権などの権利関係については、応募者側において問題を解決し、対応してください。それらに関する紛争が生じた場合は、応募者側の責任において対応するものとし、本市は責任を負いません。

#### (5)愛称表示の内容

愛称の表示については、対象施設内外の看板等（施設名表示や案内板）、市のHP及び新たに作成する印刷物（市広報・パンフレット等）とします。

#### (6)ネーミングライツパートナーメリット

- ①市の広報誌等の印刷物やHP等における愛称の使用
- ②愛称看板の設置
  - ア うるま市石川野球場

③石川野球場 無償使用権（1～3月を除く年間5日）

施設管理者と事前に使用日程等を協議してください。

#### (7)費用負担

区分	費用負担	備考
対象施設内外の看板等表示変更 (施設名表示や案内板)	ネーミングライツパートナー	市が設置管理するもの
市の印刷物や市ホームページの表示変更	市	新規作成分を対象とします。

※1 市が設置管理する看板等の表示変更は、市と協議の上、変更可能な表示について、ネーミングライツパートナーが施工するものとします（施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途調整の上、決定するものとします。）。

※2 新規看板等の設置については、設置可否も含めて協議します。応募時点において新規看板等の設置を検討している場合はその内容についても提案してください。

※3 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年4月7日 条例第28号）の手続きや、本市以外の行政機関等が設置管理する道路標識、案内表示等の表示変更に係る手続きについては、ネーミングライツパートナーが関係機関と協議の上、その費用を負担していただくことになります。

※4 契約終了後の現状回復については、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

### 3. 応募手続

#### (1) 募集要項の配布期間および応募期間

令和7年9月16日(火)～令和7年10月17日(金)

提出書類を全てまとめ、下記8.申込先（問合せ先）まで持参または郵送してください。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

令和7年10月17日までに応募がない場合は隨時募集期間とし、応募があった最初の日から14日間（休日・祝日を除く）を受付期間とする。

※募集要項及び申請様式は、うるま市ホームページからダウンロードできます。

#### (2) 施設見学会

希望者を対象に、施設見学会を開催します。日程要調整

##### ①参加方法

施設の見学を希望される方は、下記8.申込先（問合せ先）のメールアドレスへ企業名、担当者、連絡先を明記の上、御連絡ください。

### (3) 提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式 1）
- ② 法人の概要書（様式 2）
- ③ 地域貢献等に対する支援の実績及び今後の計画等（様式 3）
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- ⑥ 納税証明書（国税、地方税）※未納がないことの証明書
  - ア 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
  - イ 地方税（都道府県民税、市町村民税）
- ⑦ 直近の事業報告書
- ⑧ 直近の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書その他当該法人の財務状況を明らかにする書類）

※市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

### (4) 提出部数

正本1 部および副本（コピー可）10 部

副本は(3)提出書類①様式 1、②様式 2、③様式 3のみ。

### (5) 留意事項

- ① 申込書類にかかる費用は応募者の負担とし、提出された申込書類等は返却しません。
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合やその他応募及び選定に関し不正があった時は失格とします。

## 4. 質問の受付および回答

募集要項の内容等に関する質問については、様式 4 「質問書」を下記 8. 申込先（問合せ先）に記載されている連絡先（メール）まで提出してください。

### (1) 受付期間

候補者決定まで

### (2) 回答方法

メールにて回答します。回答に際し、質問者は伏せることとします。なお、個別での回答は行いません。都度更新しますので適宜ご確認ください。

## 5. 選考方法

- (1) 選定委員会を設置し、総合的に評価を行い、ネーミングライツパートナー候補者（以下「候補者」という。）及び次点候補者の選定を行います。
- (2) 候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合は、原則として市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補とします。

(3) 応募が1者のみの場合でも、選定委員会において市のネーミングライツパートナーとしての適正について審査し、候補者として決定します。

## 6. ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

### (1) ネーミングライツパートナーの決定

選定委員会による選定結果をもとに、候補者との協議が整った後、ネーミングライツパートナーとして決定し契約を締結します。

### (2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーの決定後、応募者全員に結果を通知した後に、当該企業等の名称、住所、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。

## 7. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合等、パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を解除することができる。この場合、契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

## 8. 申込先（問合せ先）

〒904-2292 うるま市みどり町1－1－1

うるま市経済産業部 観光・スポーツ課 スポーツ振興係

担当：増田、松本

TEL:098-923-7683

メール：[kankousports-ka@city.uruma.lg.jp](mailto:kankousports-ka@city.uruma.lg.jp)